マネジメントシステムのパフォーマンス改善－品質マネジメント教育の指針

JIS Q 9029：2022

（JSA）

令和 4 年 8 月 22 日　制定

認定産業標準作成機関 作成・審議

（日本規格協会 発行）

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

一般財団法人日本規格協会 管理システム規格分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
（委員会長）	勝　俣　宏　行	日本検査キューエイ株式会社
（委員）	石　川　厚　史	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	大　隅　慶　明	一般社団法人日本電機工業会
	小　池　　剛	一般社団法人日本建設業連合会
	細　谷　　恵	主婦連合会
	本　山　佳　奈	有限責任事業組合令和スキーム研究基盤
	森　　良　一	株式会社生活品質科学研究所
	和　田　一　仁	一般社団法人日本化学工業協会

主　務　大　臣：経済産業大臣　　制定：令和 4.8.22
担　当　部　署：経済産業省産業技術環境局 国際標準課
（〒100-8901　東京都千代田区霞が関 1-3-1）
官 報 掲 載 日：令和 4.8.22
認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会
（〒108-0073　東京都港区三田 3-13-12　三田 MT ビル）
素 案 作 成 者：一般社団法人日本品質管理学会
（〒166-0003　東京都杉並区高円寺南 1-2-1　日本科学技術連盟東高円寺ビル内）
審 議 委 員 会：管理システム規格分野産業標準作成委員会（委員会長　勝俣　宏行）

この規格についての意見又は質問は，上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお，日本産業規格は，産業標準化法の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認，改正又は廃止されます。

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

目　次

ページ
0　序文 1
0.1　一般 1
0.2　他の規格との一貫性 1
0.3　JIS Q 9001 及び JIS Q 9004 との関係 2
0.4　他のマネジメントシステムとの両立性 2
1　適用範囲 2
2　引用規格 2
3　用語及び定義 2
4　品質マネジメント教育におけるトップマネジメントの役割 4
5　品質マネジメント教育の運営のプロセス及び組織体制 5
6　品質マネジメント教育の計画 6
6.1　組織全体及び部門として必要な人材に関する計画 6
6.2　個人ごとの能力向上の目標設定及び達成計画立案 9
6.3　階層別分野別教育体系の整備 11
7　研修プログラムの運営 13
7.1　一般 13
7.2　集合教育の運営 14
7.3　実践教育の運営 18
8　品質マネジメント教育の評価及び改善 22
8.1　一般 22
8.2　組織全体及び部門としての評価 22
8.3　個人ごとの評価 22
8.4　階層別分野別教育体系の評価 23
8.5　品質マネジメント教育の仕組みにおける強み及び弱みの特定及び改善 24
9　TQM 推進段階別，部門別及び地域別の品質マネジメント教育 25
9.1　TQM 推進段階別の品質マネジメント教育 25
9.2　部門別の品質マネジメント教育 26
9.3　地域別の品質マネジメント教育（海外拠点における人材育成） 28
附属書 A（参考）TQM における品質マネジメント教育の位置付け及び役割 30
附属書 B（参考）品質マネジメント教育の基本的な考え方 31
附属書 C（参考）品質マネジメント教育の研修プログラムのカリキュラム例 38
参考文献 43
解　説 44

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は，産業標準化法第 14 条第 1 項の規定に基づき，認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から，産業標準の案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり，経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は，著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が，特許権，出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は，このような特許権，出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について，責任はもたない。

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

日本産業規格　　JIS Q 9029：2022

マネジメントシステムのパフォーマンス改善－品質マネジメント教育の指針

Performance improvement of management systems—Guidelines for quality management education and training

0　序文

0.1　一般

組織を取り巻く経営環境は大きく変化している。このため，組織がその使命を着実に果たし続けるには，変化を的確に捉え，自組織の置かれた状況及び自組織の強みに応じた経営目標及び戦略を定め，その実現に向けて従来の仕事のやり方を変えていくことが必要になる。しかし，考え方及び価値観の異なる多くの人から成る組織では，お互いに連携することが難しく，従来の延長線上からなかなか抜け出せない。このような状況を打開するための一つの方法論が総合的品質マネジメント（Total Quality Management，以下，TQM という。）である。TQM は，1960 年代～1970 年代の日本において，欧米から導入された品質管理（Quality Control）の考え方及び方法を実践する中から生み出されたものである。現在では，日本だけでなく世界中で，製造業だけでなくサービス業，小売業，さらにはエネルギー，通信，運輸，医療，福祉，教育，金融，行政などのあらゆる分野で活用され，効果を上げている。

TQM を実践する場合，組織の構成員一人一人が基本的な原則を理解した上で，方針管理，日常管理，小集団改善活動，品質保証などの具体的な活動に取り組む必要がある。しかし，これらの活動を適切に行う能力をもった人材をどのように育成すればよいかについては，規範となるものが少なく，各組織がそれぞれの実情を踏まえて独自の階層別分野別教育体系及び品質マネジメント教育の仕組みを構築している。そのため，なかには，問題解決力などの品質マネジメントに関する必要な能力をもった人材の育成が十分できておらず，結果として TQM を適切に実践できていない組織もある。

この規格は，TQM を適切に推進するために必要となる品質マネジメント教育を計画し，実施し，評価し，改善する場合の指針を定めたものである。

なお，品質マネジメント教育は一つの部門又は会社で行っても効果が少ない。全部門を対象とし，さらには関係会社，パートナーなどまでその範囲を広げる必要がある。この規格では，“組織”という言葉を用いるが，これには，製品及びサービスの提供に関わるあらゆる部門及び会社群を含めて捉えるのがよい。

なお，対応国際規格は現時点で制定されていない。

0.2　他の規格との一貫性

この規格は，品質マネジメント教育を対象としており，独立して使用することを意図して作成されてい

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。